

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	足原 英二
登録番号又は法人番号	01100521
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所所在地	千葉県流山市南流山 8-6-1 南流山貳番街 2-109
処分年月日	令和2年11月6日
処分内容（種類）	<p>1年の会員の権利の停止（千葉県行政書士会会則第25条第2号） 令和2年11月13日から令和3年11月12日まで 上記処分に伴い、職務上請求書の使用及び取扱いについて、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上請求書の返戻義務 ・職務上請求書の購入及び使用の禁止（会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年）
上記処分をした理由	<p>足原英二会員は、検認をうけた自筆遺言書が有り、依頼者がその内容に不満をもっていたことを知りながら、遺言書の内容と異なる法定相続分であれば単独で登記申請ができると依頼者に伝え、指導するなどして、登記申請の実行に関与し、遺言執行者の職務を妨害した。</p> <p>また、登記申請に使用する目的での職務上請求書の使用について、本件以外にも過去に行っていたことが、その後の調査の過程で判明した。</p> <p>以上の事実は、行政書士法第1条の2第2項、同法第10条及び千葉県行政書士会会則第19条に違反するものと認められる。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士法 第1条の2（業務） 第2項 ・同法 第10条（行政書士の責務） ・千葉県行政書士会会則 第19条（会員の責務等） <p>根拠となった日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の条文</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4条（使用上の責務） 第15条第四号（返戻義務） 第35条第四号（購入及び使用の禁止）